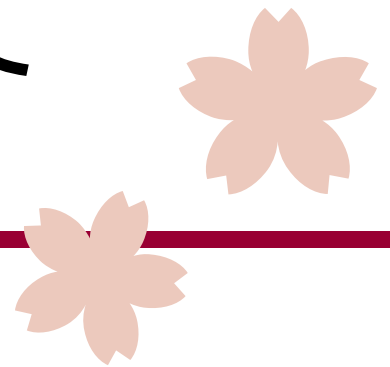
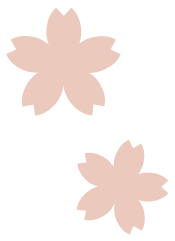


桜井東中学校区における 学校統合について





1 現状とこれまでの経緯（１）

【社会の状況】

- ・人工知能やビッグデータの活用による技術革新が進む
→効率的に社会問題の解決が図られる「Society5.0」の時代に対応した教育へ
- ・新型コロナウイルス感染症の流行
→社会全体のデジタル化が飛躍的に進み、新たな社会の形を作り出していく

【これからの教育に求められていること】

- ・「予測不可能な未来社会」を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する。
- ・人権尊重を基礎とするSDG s の理念を踏まえた教育を実践し、持続可能な社会の実現の担い手を育成する。

【桜井市の状況】

- ・全国と同様に少子高齢化が進展一特に中山間地域ではその傾向が顕著
- ・総学級数が法令上適切とされる基準に満たない小規模校が多く存在する状況
→今後もこの傾向は続くものと予想



1 現状とこれまでの経緯（2）

○子どもたちが多様な考え方に触れ、自分の考えを深めていき、コミュニケーション能力を育てる

→適正な学級数を維持すること「より良い教育環境」を整えることが大切

○学校の小規模化が進む中、教育の質の更なる充実を図ることは今後の教育に必要なことであるとともに、学校が社会教育や地域コミュニティの核となっていることから、地域全般に関わる課題

【学校規模・配置の適正化に向けた流れ】

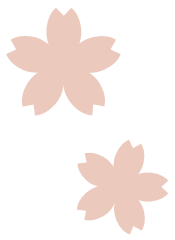
平成30年3月	「桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」策定
令和 2年3月	「桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）」策定
令和 3年度	市教育委員会の諮問に対して、学識者や地域・保護者の代表で構成される「桜井市立小中学校適正化実施計画策定検討委員会」において、様々な角度から審議を重ね、「桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）」策定に関わる答申を得る



2 学校の沿革

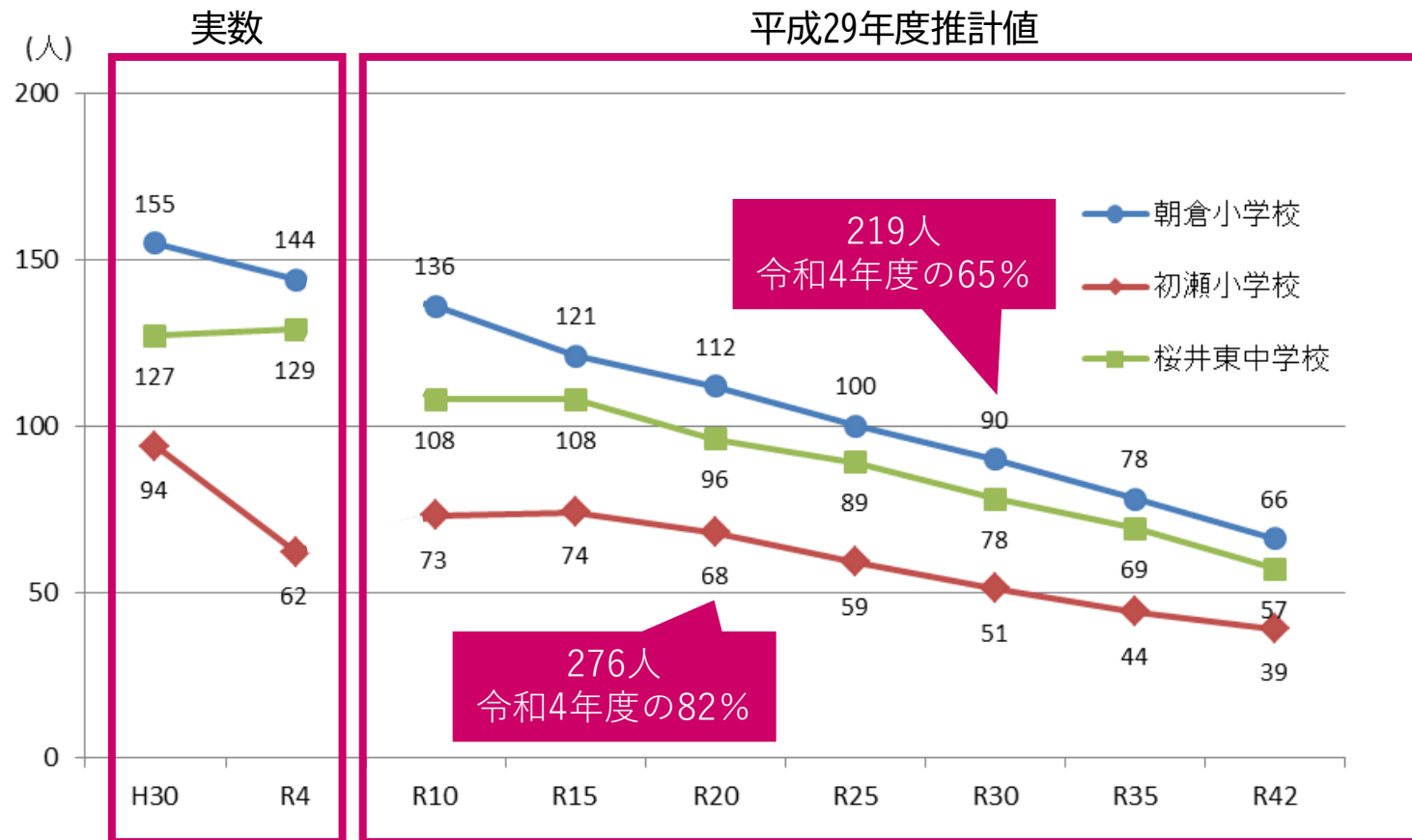
朝倉小学校	初瀬小学校	桜井東中学校
<u>明治7年9月</u> 時習館と称する 脇本の民家を仮校舎とする <u>明治13年6月</u> 黒崎に新築 公立黒崎小学校と改称 <u>昭和22年4月</u> 朝倉村立黒崎小学校と改称 <u>昭和31年9月</u> 桜井市立朝倉小学校と改称 <u>昭和57年12月</u> 新校舎、体育館完成	<u>明治7年2月</u> 崇蓮寺に学校を設置 明倫館と称する <u>昭和34年2月</u> 桜井市立初瀬小学校と改称 <u>昭和63年3月</u> 体育館完成 <u>平成9年6月</u> 新校舎完成 <u>平成18年4月</u> 上之郷小学校と初瀬小学校 が統合	<u>昭和40年5月</u> 上之郷中学校と初瀬中学校 が統合 桜井市立桜井東中学校が発足 <u>昭和41年12月</u> 新校舎完成 <u>昭和60年3月</u> 増築工事完成 <u>平成6年3月</u> 新体育館完成 <u>平成22年3月</u> 耐震工事施工

資料：桜井市教育委員会資料



3 児童生徒数の現状及び推計結果

- 児童生徒数は3小中学校とも年々減少する傾向



資料：桜井市教育委員会資料

4 学校施設の建築年・経過年数



- 平成22年度には必要なすべての学校で耐震改修工事が完了
- 朝倉小学校及び桜井東中学校では老朽化が進んでおり、今後も大規模な改修が順次必要

学校名	建築年	経過年数	構造	階数	延床面積 ㎡	運動場面積 ㎡
朝倉小学校	S 5 7 (1982)	4 0 年	R C	4	6, 2 5 5	7, 2 2 3
初瀬小学校	H 9 (1997)	2 5 年	R C	3	4, 7 6 4	8, 0 2 8
桜井東中学校	S 4 1 (1966)	5 6 年	R C	3	6, 8 2 0	1 4, 3 9 7

旧建築基準で
建設された校舎

資料：桜井市教育委員会資料

桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する 基本方針・概要 ～平成30年3月策定～

【基本方針】

桜井市の学校規模・配置の適正化に向けて、方向性をまとめ全市レベルで取り組みを推進していくことを目的として策定。

【基本方針に示されている学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方】

(1) 学校の適正な規模について

① 学級数

小・中学校の適正学級数は、12学級から18学級を基本

② 学級児童・生徒数

各学級の児童・生徒数は、小学校1年生が35人以下、
小学校2年生～6年生及び中学生は40人以下を基本（※）

③ 通学距離、通学時間

小・中学生の通学時間は、概ね1時間以内

※令和3年4月、法改正により小学校の学級編制の標準が35人となり、令和7年度には小学校の全学年が35人以下となる。

桜井市小・中学校の適正規模及び適正配置に関する 基本方針・概要 ～平成30年3月策定～



(2) 学校の適正な配置について

① 中学校区を基本とする適正化

現行の中学校区の枠組みを堅持しながら、各小・中学校において適正化を推進。

② 規模のみではない総合的観点での検討

地理的条件や交通手段の状況、児童・生徒の安全確保等の各地域の実情や課題を踏まえて、総合的な教育条件の向上に資する形で検討。

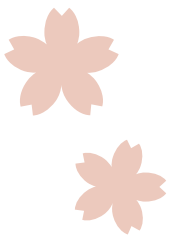
③ 小中一貫教育導入の検討

- ・ 教育面や学校運営面で様々な効果が見込まれる小中一貫教育の導入を検討。
- ・ 小中学校の教職員が専門性を活かしながら協力し合って指導に当たる。
- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程を編成。
- ・ 小学生と中学生が一体となった行事を実施。

④ 建て替えや長寿命化時期を目安とする再配置

- ・ 学校規模・配置の適正化は、建て替えや長寿命化の時期を検討の優先順位の目安とする。
- ・ 隣接する学校及び中学校区全体の状況を勘案して基本方針に沿った検討を行う。

桜井市立小中学校の規模適正化に向けて (基本計画) ・ 概要 ～令和2年3月策定～

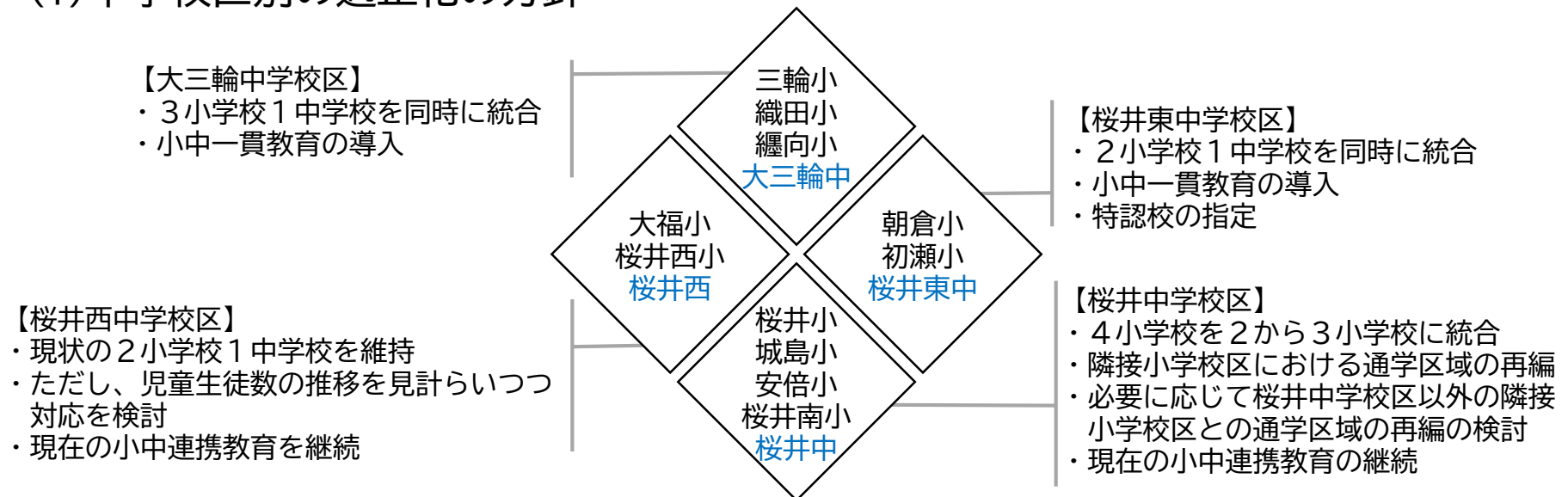


【基本計画】

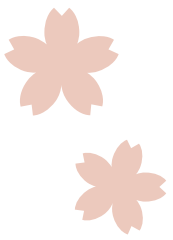
桜井市の学校規模・配置の適正化に向けて、取組方法とスケジュール、学校の統合に伴う留意事項をまとめ全市レベルで取り組みを推進していくことを目的として策定。

【基本計画に示されている中学校区別の適正化の方針及び統合イメージ・スケジュール】

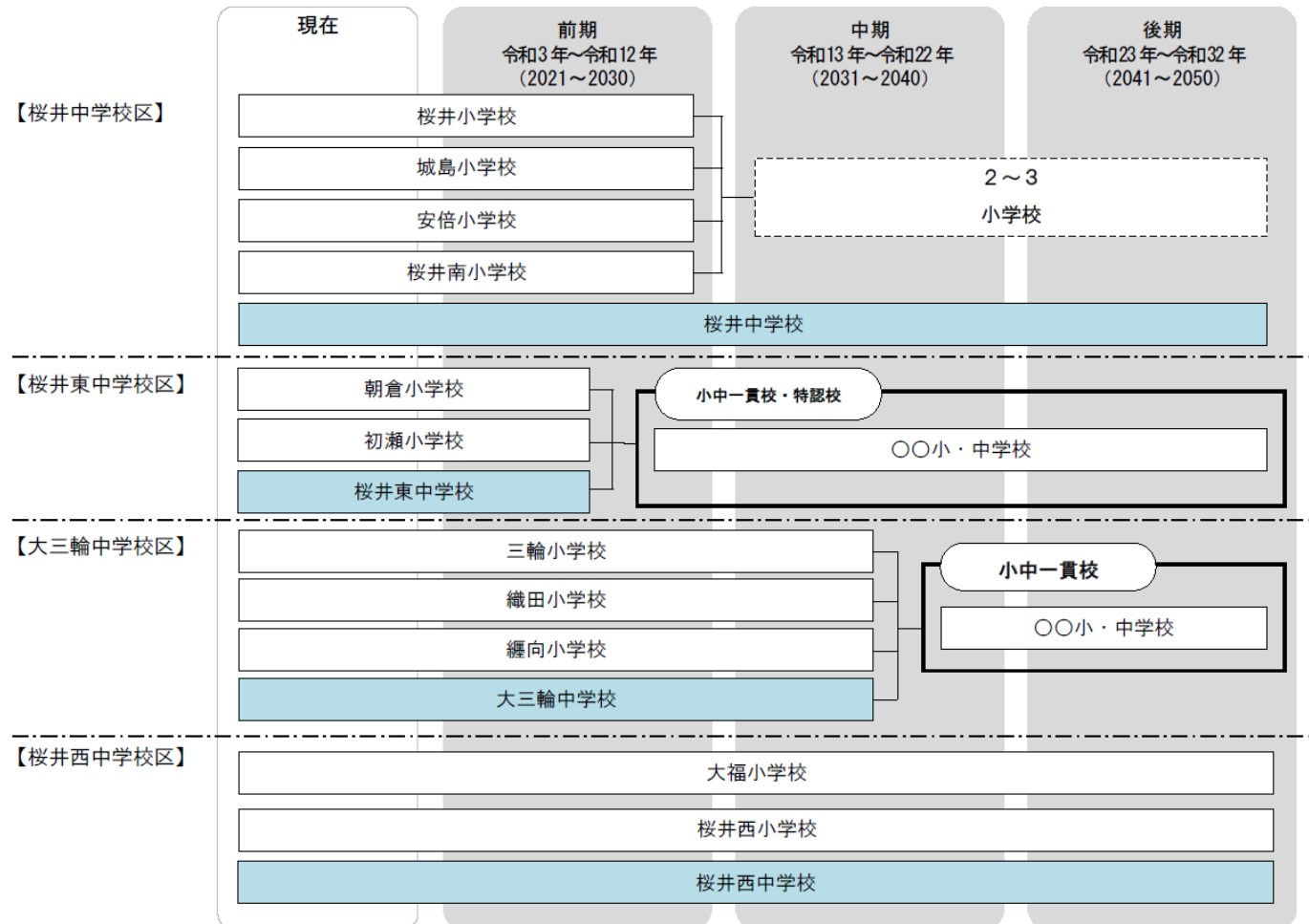
(1) 中学校区別の適正化の方針

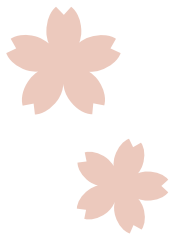


桜井市立小中学校の規模適正化に向けて (基本計画) ・ 概要 ～令和2年3月策定～



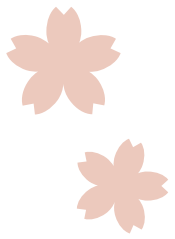
(2)統合イメージ・スケジュール





5 学校施設の整備状況

			桜井東中学校敷地（築56年） 1966年建築	初瀬小学校敷地（築25年） 1997年建築	朝倉小学校敷地（築40年） 1982年建築
敷地					
教室等	現有施設	普通教室	普通教室⑮（67.5㎡④63.0㎡⑪）	普通教室⑫（67.5㎡⑨65.6㎡③）	普通教室⑮（67.5㎡⑮）
		特別教室	理科② 音楽① 美術① PC① 家庭②（被服・調理）技術②（木工・金工）	理科① 音楽① 図工① PC① 家庭①	理科① 音楽① 図工① PC① 家庭①
		その他	会議① 学習① 相談①	会議① 教材① 相談① 視聴覚①	会議① 資料① 多目的① 視聴覚①
		学童等		学童① クラブハウス①	学童①
	不足施設	普通教室	普通教室⑤	普通教室⑧	普通教室⑤
		特別教室		家庭① 技術②	家庭① 技術②
		学童等	学童② クラブハウス①	学童①	学童① クラブハウス①
体育館			○	△	△
			1,233㎡（1994年3月建築） アリーナ部：980㎡	799㎡（1988年2月建築） アリーナ部588㎡	994㎡（1982年12月建築） アリーナ部687㎡
運動場			○	△	△
			14,397㎡	8,028㎡ 必要に応じて桜井東中学校敷地の運動場を併用	7,223㎡ 近隣に利用可能な代替施設がない



6 土砂災害警戒区域等の指定状況

	桜井東中学校敷地	初瀬小学校敷地	朝倉小学校敷地
急傾斜地崩壊警戒区域	△	○	△
	敷地南東部が警戒区域に指定	区域外	敷地北傾斜（校舎・体育館）が特別警戒区域に指定
		指定なし	
土石流警戒区域	△	△	△
	敷地のほぼ全域（校舎西部分、運動場、体育館）が警戒区域に指定	敷地西部分（プール）が警戒区域に指定	敷地東部分（運動場、校舎東部分）が特別警戒区域に指定
	 ※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年制定「土砂災害防止法」）にもとづく「奈良県土砂災害・防災情報システム」における『土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況』より抜粋  急傾斜地崩壊特別警戒区域  土石流特別警戒区域  急傾斜地崩壊警戒区域  土石流警戒区域		 敷地西部分（体育館、プール、校舎西部分、運動場）が警戒区域に指定



6 土砂災害警戒区域等の指定状況

	桜井東中学校敷地	初瀬小学校敷地	朝倉小学校敷地										
	△	○	○										
	敷地全体が洪水浸水想定区域に指定	区域外	区域外										
	< 想定最大規模降雨により浸水した場合に想定される水深（桜井東中学校敷地） >												
洪水想定区域													
	水防法の規定により定められた想定最大規模降雨により浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。												
	<table><tr><td></td><td>0.5m未満の区域</td></tr><tr><td></td><td>0.5m～3.0m未満の区域</td></tr><tr><td></td><td>3.0m～5.0m未満の区域</td></tr><tr><td></td><td>5.0m～10.0m未満の区域</td></tr><tr><td></td><td>過去の浸水実績</td></tr></table>				0.5m未満の区域		0.5m～3.0m未満の区域		3.0m～5.0m未満の区域		5.0m～10.0m未満の区域		過去の浸水実績
		0.5m未満の区域											
		0.5m～3.0m未満の区域											
	3.0m～5.0m未満の区域												
	5.0m～10.0m未満の区域												
	過去の浸水実績												
地図上に示す記号の凡例													
<table><tr><td></td><td>指定避難所</td></tr><tr><td></td><td>災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が、一定期間滞在するための施設です。</td></tr></table>				指定避難所		災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が、一定期間滞在するための施設です。							
	指定避難所												
	災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が、一定期間滞在するための施設です。												

7 桜井東中学校区における小中一貫校の 設置場所・開校時期等



<設置場所>

小中一貫校の設置場所は、桜井東中学校敷地が適当とします。

【学校施設・敷地の視点から】

初瀬小学校敷地	桜井東中学校の体育館や運動場を活用することで教育活動が可能。 両敷地の施設・設備を維持管理するコスト面及び児童生徒・教職員が 敷地間を行き来する際の安全面に課題。
朝倉小学校敷地	活用できる隣接施設がなく、校舎増築やテニスコート整備のための敷 地面積が不足。
桜井東中学校敷地	校舎建設や教育活動を行うのに十分な面積を有している。

【災害状況の視点から】

- ・ 3小中学校とも、学校敷地の一部分が土石流警戒区域に指定。
- ・ 桜井東中学校敷地は、敷地全体が浸水する可能性が指摘。
- ・ 土砂災害や浸水の想定に関して
→対策事例を十分に研究し施設設計に反映させ、防災面に強い施設を目指す。

7 桜井東中学校区における小中一貫校の 設置場所・開校時期等

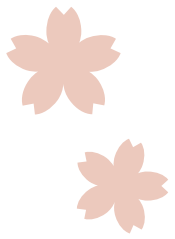


＜開校時期＞

小中一貫校の開校時期は、令和12年4月を目途とします。

＜小中一貫校の開校に向けた留意すべき事項＞

学校施設の建設	児童生徒がより良い教育環境の下で充実した教育を受けられるよう、建て替えを含め長期的な視点から十分に検討する。 学校施設が避難場所として使用されることを踏まえ、安全確保について十分に配慮した施設とする。
特認校に指定	小中一貫校の教育方針や教育内容等に賛同する保護者とその子どもが転入学を希望した場合は、教育委員会が定める条件のもと、通学区域外からの就学を認める。
通学方法	スクールバス運行の充実を図る等、児童生徒・保護者の負担を軽減する措置を講じる。
その他	施設基本構想等の策定及び推進委員会・開校準備委員会等の実施にあたっては、保護者・地域住民と十分に調整を行い、理解と協力の下に進める。 開校後に不使用となる学校建物・敷地は、地域の活性化に資するよう有効活用。



8 開校までのスケジュール

事業内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	開校3年前	開校2年前	開校1年前	開校年度
【基本構想】 前期実施計画 小中一貫教育 ランドデザイン	前期実施計画 策定	小中一貫教育 ランドデザイン策定 (2年間)							
	■前期実施計画(案)を地域に示し、その後に実施するパブリックコメントを踏まえて策定	■小中一貫教育の基本理念や教育課程を策定し公表							
【各種委員会】 推進委員会 開校準備委員会					小中一貫校 推進委員会 (2年間)	小中一貫校 開校準備委員会 (2年間)			
					■学校名、教育課程、制服・校歌・校章、通学方法等について検討し、地域住民等に説明	■開校準備、開校式・開校式の実施等について検討し、地域住民等に説明			
【設計業務】 施設基本構想 基本設計 実施設計 【工事関係】 敷地造成工事 建物工事				小中一貫校 施設基本構想 策定	小中一貫校 基本設計 実施設計	桜井東中学校 敷地造成工事	建物工事 (2年間)		
				■施設基本構想(案)を地域に示し、その後に実施するパブリックコメントを踏まえて策定					
【付随する工事等】 ●「現在の校舎を長寿命化」 もしくは「現在の校舎敷地に 建て替える」場合に必要となる 行程 校舎改修工事 通学校舎変更						朝倉小学校の 校舎改修工事	中学生の通学校舎変更 (朝倉小学校校舎・2年間) スクールバスの運用変更		
						■校舎の一部を中学校用施設に改修	■校舎建設のため、桜井東中学校の生徒は朝倉小学校舎に通学		
●「運動場等新校舎を建設 する」場合に必要となる行程 旧校舎取り壊し 敷地造成工事									旧校舎取壊し 及び 敷地造成工事